

報酬規定 B

平成18年4月1日改定

田中靖直税理士事務所

この規定は、年に一度だけの関与を望まれる小規模の個人又は法人に対する例外規定で、報酬規定の5. 6. 7. に相当するものです。

ここでいう「小規模の個人又は法人」とは、報酬規定の月次顧問の算式にあてはめると10,000円以下となる個人又は法人です。

また、この規定は、あくまで当事務所が目安とするもので、実際の金額等は、当事務所と顧問先との協議の上、個別に決定するものとします。

※ 新規開業者の方は、その見通しの推計金額を基にして、双方協議し決定します。

1. 個人の確定申告

白色申告	自身で事業所得を集計	10,000 ~ 20,000 円
	当事務所で事業所得を集計	40,000 ~ 80,000 円
青色申告	貸借対照表をつけない	上記の白色申告扱い
	会計データ又は元帳あり (チェック不要)	30,000 ~ 50,000 円
	会計データ又は元帳あり (チェック要)	50,000 ~ 100,000 円
	会計データ又は元帳なし	100,000 ~ 200,000 円

2. 法人の決算及び法人税申告

法人	会計データ又は元帳あり (チェック不要)	80,000 ~ 150,000 円
	会計データ又は元帳あり (チェック要)	150,000 ~ 250,000 円
	会計データ又は元帳なし	250,000 ~ 350,000 円